平成２２年（フ）第２８４９号
福岡市城南区鳥飼６丁目９番18号
債務者　南雲イツ子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２４５号
福岡市博多区博多駅前４丁目13番16―605号
債務者　永野　道雄
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２７４号
福岡市城南区東油山１丁目３番37号
債務者　神宮　一彦
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３７４号
福岡市早良区内野４丁目８番５号
債務者　金子　　充
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３９０号
福岡県大野城市仲畑４丁目25番10号
債務者　戸上　博利
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４０７号
福岡市早良区野芥１丁目７番34―201号
債務者　菊川　凱夫
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４３７号
福岡県福津市東福間８丁目１番11―401号
債務者　井川可奈子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４５９号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵677番地23
債務者　澤岨　桂子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４８９号
福岡県朝倉郡筑前町依井186番地１こすもすハウス武井壱番館203号
債務者　石井あけみ（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目３番23号セジュールＫＡＺ―107号
債務者　中根　千鶴
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４５号
福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1074番地
債務者　仲　　清志
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１４６号
福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1074番地
債務者　仲　　初美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２６号
長崎県諫早市幸町12番25号
債務者　池下サナヱ
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
長崎県諫早市高来町折山33番地５
債務者　西村ノリ子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
長崎県大村市須田ノ木町722番地５須田ノ木アーバニーオレンジ202号、前住所長崎県大村市植松３丁目834番地平田アパートＣ―105号
債務者　有働　　恵（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２号
長崎県諫早市小船越町761番地４、前住所長崎県諫早市永昌町29番11号
債務者　大田黒博子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第３号
長崎県大村市東本町２番地３　福谷ビルＡ棟302号、住民票上の住所長崎県大村市杭出津２丁目1282番地　４区370号
債務者　鶴　　由美
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第４号
長崎県諫早市多良見町木床1653番地　スカイハイツＢ
債務者　北尾美千代
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係